

広島県告示第二百五十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県山県郡北広島町有田及び同町新都地内			
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の表示及び法規
	上小南三四 二一（二一 四八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上小南三四 二一（二一 四八）
	上小南八（ 七六三三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上小南八（ 七六三三）
	上小南三三 四四（七六 三四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上小南三三 四四（七六 三四）
	新都（一九 四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	新都（一九 四）
				区域の表示及び法規 第九条第二項に於ける 定する土砂災害警戒 区域等における土砂 災害防止対策の推進 に關する（平成三十 一年政令第八十四 号）で定める事項

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所安芸太田支所に備え置いて縦覧に供する。